

(財)新潟県中越沖地震復興基金からの 重要なお知らせ

当復興基金事業の取り扱いについて変更点をお知らせしますので、今後申請される際は、以下のことに十分注意してください。

- 地震から相当の期間が経過したため、事前審査により次の点についての確認を強化します



- 1 中越沖地震による被害か
- 2 被害に見合った復旧の工法・内容か
- 3 被害箇所以外の復旧はないか

- 次の事業は、補助金の交付対象となる要件が一部変わります

- 地域コミュニティ施設等再建支援
- 被災者住宅復興資金利子補給
- 雪国住まいづくり支援
- 県産瓦使用屋根復旧支援
- 越後杉で家づくり復興支援
- 手づくり田直し等支援

※ 詳細は裏面の概要及び各事業の補助金交付要綱をご覧になるか、基金事務局又は市町村担当窓口までお問い合わせください。

概要

区分	事業名	終期	事前審査	変更内容
生活	地域コミュニティ施設等再建支援	H23.9	○	①市町村職員が現地を確認し、地震による被害が被災程度に見合った復旧工法かの確認を行う。 ②集会所の補助対象面積については、「1.5倍まで」を「1.0倍」までとする。 ただし、今後の地域復興に必要な場合などには、理由を審査し、新たに特認を設け対応する。
住宅	被災者住宅復興資金利子補給	H23.9	○	①一部損壊の場合の対象融資額は一律に「590万円(補修)」を適用する。 ただし、特別な事情がある者には特認で対応する。 ②被災により一部損壊の認定を受けたアパート等に入居していた者は対象外とする。 ③り災証明書に有効期限を設定する。
住宅	雪国住まいづくり支援 県産瓦使用屋根復旧支援	H23.9	○	①屋根被害があり復旧の必要性があることを市町村長が認定する。 ②り災証明書に有効期限を設定する。
住宅	越後杉で家づくり復興支援	H23.9	○	り災証明書に有効期限を設定する。
農林	手づくり田直し等支援	H22.9	○	①中越沖地震による被害があったことが明確であること。 ②震災後、作付けをした農地は対象外とする。

● 適用日 …… 平成22年2月1日以降の申請から適用になります。



(財)新潟県中越沖地震復興基金事務局

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話番号:025-280-5127

FAX番号:025-280-5709

沖基金メールアドレス:info@chuetsu-oki-kikin.jp

同ホームページ:<http://www.chuetsu-oki-kikin.jp/>